

相・続・通・信 第17号



相続手続支援センター

◆松本駅前店

〒390-0817 長野県松本市市上 13-6
TEL0263-35-6481/FAX0263-87-2117

◆長野駅前店

〒380-0921 長野県長野市栗田 292 番地
TEL026-223-1322/FAX026-291-4163

—長寿社会に対応した老い支度—

遺言公正証書セミナー

夏の始まりの様な日と、薄手のコートを羽織りたくなるような日が交互に訪れ、気温の変化に振り回されている今日この頃、みなさん体調管理はいかがでしょう。日除けにも、気温の変化に対応するためにも、薄手の衣類を一枚持って外出されることをお勧めします。お体にお気を付け下さい。

さて、下記の期日遺言公正証書セミナーを行います。昨年暮れから、遺言書のセミナーを行ってききましたが、今回は、遺言を作成する前の「老い支度」のお話をします。これから入ってくるであろう年金等の収入、そして、これから使っていくお金。これらを一旦試算するお時間を設けます。

というのは、遺言書作成の際、「誰にあげよう」「何をあげよう」と思い悩まれる前に注意すべき事があるからです。それは「その遺言書が開封される日までに、まだまだ何十年もの月日があること」上記を検討した上で長寿社会に対応をした遺言を作成するためのポイントについてお話を致します。

参加をご希望の方は、筆記用具と計算機をご持参の上、おいで下さい。お待ちしております。

尚、本セミナーは予約制となっております。下記電話番号へお電話をお願いします。

日 程

6月25日(土) (持物：筆記用具・電卓)

午前の部 松本市 定員 50 名様限定

会場：松本市勤労者福祉センター 第2会議室

講義時間：10：00～12：00

受付開始：9：30～

セミナー講師

相続手続支援センター松本駅前店

専門相談員：清水 あゆ子

午後の部 長野市 定員 30 名様限定

会場：ホクト文化ホール 第2会議室

講義時間：14：30～16：30

受付開始：14：00～

セミナー内容

- ① これから使っていく財産と残していく財産
- ② 自分の財産を誰に何を残していくか？
(財産仕分)
- ③ 財産仕分の次は、遺言の出番
- ④ 長寿社会対応型の遺言を作成しよう

※両会場共に参加は無料です

まずは申し込みのお電話、お待ちしております！

松本 0120-97-3713 長野 0120-49-1322

※ 土日祝も電話受付致します。
長野店は、土日祝は松本店へ電話
転送を致しますが予約は可能です。

銀行や郵便局、信用金庫、農協といった金融機関の相続手続きは、不動産の相続登記と並んでご依頼を受けることの多い手続きの一つです。一般的には相続登記と共に、名義を然るべき相続人に変えて欲しいとの依頼を受け、戸籍等の必要書類も共通しているので、登記と並行して作業を進めていきます。

しかし最近特に多くなってきていると感じている手続きは、同じ金融機関手続きでも明らかに作業内容の異なる、幾つかの困難な要素を含んだ御依頼なのです。

その特徴を挙げると、まず第一に、亡くなった人の相続人ではない方からの依頼ということです。次に、相続人ではない依頼者の方は、亡くなった人の相続人が全部で何人なのか、その多くの場合よく分かっていないということです。相続人と連絡を取り合ったり、書類のやり取りをするための住所といった基本的な情報すら持っていない場合がほとんどです。更に手続きを複雑にしているのは、仮に相続人の全てが分かり、住所が把握出来たととしても、今まで一度も会ったことのない彼らとどのようにして意思の疎通を図り、こちらの要望を伝え、その内容を理解、承諾してもらうのか、という難しい作業の存在です。

弊社にお見えになる金融機関手続きのお客様の多くが上記のような問題、悩みを抱えながら相続手続きの打合せに望まれます。しかし心配は要りません。私達と一緒に一つひとつ問題を解決していきましょう。弊社には今までに幾つもの難問を解決してきた知識と経験があります。

手続きをスタートした時点では、多くの場合ゴールが何処にあるのかよく分からない、と感じる方がほとんどだと思います。が、一步ずつ一緒にあって課題を乗り越えて行くうちに、ゴールにたどり着いていたと実感して頂けます。

もちろん、お受けした手続きの全てが完璧に終了しますと言い切ることは当然の事ながらできません。しかし金融機関手続きで述べてきたような悩みや心配を抱えている方がいらっしゃるのであれば是非一度、ご相談を頂ければ幸いです。

相続“豆”知識

Q

相続したお金を東日本大震災の義援金として寄付したいのですが？

A

相続によって取得された金銭を、相続税の申告期限までに例えば日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座に振り込んだ場合は、その金額は相続税計算時の財産から引く事ができます。その際は相続税の申告書に特例を受ける事と振込表の控え等を添付する必要があります。

しかし、相続で取得した財産が不動産や有価証券であり、それらも寄付して財産から引きたい場合は、売却して金銭にするのではなく、その状態のまま寄付する必要がありますのでご注意ください。

また、上記の特例を利用しなかった場合は、寄付した方の所得税や住民税の控除として利用することができます。その場合は確定申告時に特定寄付金として処理していただき、振込表等の控え等を添付する必要があります。また、住民税はふるさと納税制度として申告が可能です。

※今後当センターからのお知らせをご希望されない方は、下記までご連絡をお願い致します。

相続手続支援センター松本店：0120-97-3713 相続手続支援センター長野店：0120-49-1322